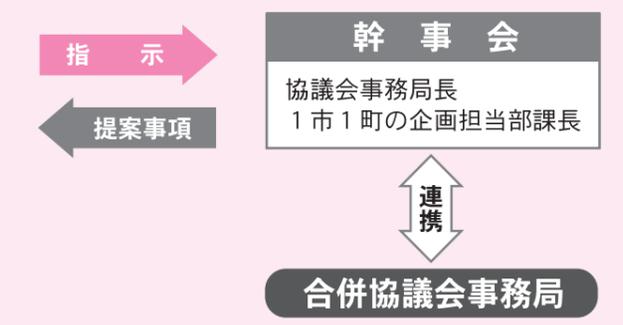


# 組織と役割

## 上福岡市・大井町法定合併協議会の

**上福岡市・大井町法定合併協議会**

会長 武藤市長 副会長 大井町長  
委員 助役 議会議員 学識経験者 計26人



**合併協議会の担任する事務**

- ◆ 1市1町の合併に関する協議
- ◆ 法第5条に基づく新市建設計画の作成
- ◆ 1市1町の合併に関し必要な事項

**【具体的な事業項目】**

- ・ 合併協議会の開催
- ・ 新市建設計画の作成
- ・ 合併協定項目の調整
- ・ 協議会だよりの発行
- ・ ホームページの開設

**新市建設計画**

平成17年度から26年度

合併後の新市を建設するために基本方針を定め、その実現を図ることで、一体性の速やかな確立及び地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図る。

**【計画に盛り込むべき事項】 (法第5条)**

- ① 新市建設の基本方針
- ② 新市建設の根幹となるべき事業
- ③ 公共施設の適正配置と整備
- ④ 新市の財政計画

**合併協定項目**

合併した場合のまちづくりや行政運営、住民サービスなどの条件について、調整方針をまとめたものである。合併協定項目の協議に当たっては、原則として、サービス水準は高い方に、負担は低い方に調整する。

**【協定項目の分類】**

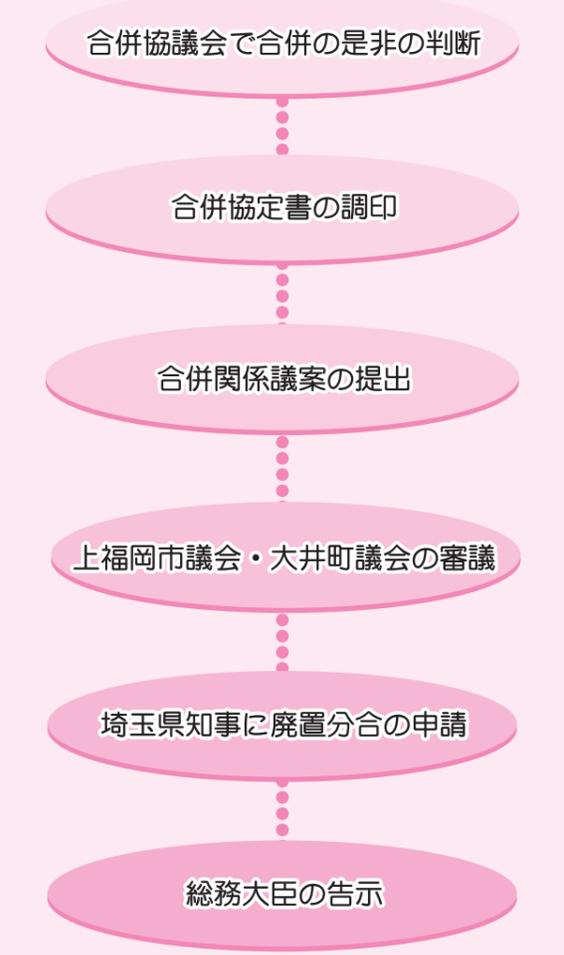
- ① 基本的な協定項目
- ② 合併特例法に規定されている協定項目
- ③ その他必要な協定項目

上福岡市・大井町法定合併協議会

**平成16年度事業計画**

回会議	事業計画
第2回会議	法に定められた協定項目（任意協議会の調整方針） その他必要な協定項目（任意協議会の調整方針）
第3回会議	基本的な協定項目 （合併の期日、事務所の位置） 新市建設計画事業の協議
第4回会議	法に定められた協定項目 （議員の特例、農業委員会委員の特例） 財政計画協議
第5回会議	新市建設計画の承認 財政計画の承認 協定項目の承認 合併調印式
第6回会議	法定合併協議会の廃止 合併準備組織の設置

合併協議会は、6回程度を予定。  
情報提供の実施（協議会日より5回発行）  
インターネットホームページの開設



## 新市建設計画の作成方針

新市建設計画の作成に当たっては、次の方針により進めます。

**1 計画の趣旨**

上福岡市と大井町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることに、両市町の一体性の速やかな確立及び地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図り、あわせて具体的な施策の方向を示します。

**2 計画の位置づけ**

新市におけるまちづくりの基本方針及びこれに基づく主要事業を示すとともに、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を受けるための前提となるものです。

なお、新市が取り組むべき、より詳細かつ具体的な施策・事業については、この計画に基づいて策定される新市総合計画に委ねるものとしま

**3 計画の構成**

新市建設の基本方針、建設計画及び財政計画を中心に構成します。

**4 計画の期間**

計画期間は、平成17年度から平成26年度までの10か年度とします。

**5 計画の基本指針**

- (1) 上福岡市第3次総合振興計画及び第4次大井町総合振興計画を踏まえた計画とします。
- (2) 上福岡市・大井町任意合併協議会が作成した「まちづくりビジョン」に基づいた計画とします。
- (3) 国・県による特別な財政支援措置が縮小する平成27年度以降における財政の健全性を確保するため、長期的な見通しのもとに作成し、必要性の高い基盤整備を盛り込むとともに、ソフト施

**新市建設計画の作成手続き** (合併特例法第5条)

- ① 合併協議会において、新市建設計画の原案を作成
- ② 合併協議会は、県知事に対して県事業の調整を行う
- ③ 県事業の調整後、合併協議会は県知事に対して正式協議を行う
- ④ 県知事から異議ない旨の回答
- ⑤ 合併協議会は、新市建設計画を定め、総務大臣と県知事に送付
- ⑥ 総務大臣は、新市建設計画を国の関係行政機関の長に送付

**合併重点支援地域**

国の指針により、県が市町村の要請に基づき指定する地域です。指定された地域では、従来の合併後における財政的な支援措置などに加え、合併前において関係市町村が実施する事業に財政的な支援（合併推進債など）を受けることができます。

**合併重点支援地域の内容**

**1 指定を受けられる地域**

地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がりつつある地域  
任意協議会又は法定協議会が設置されている地域  
関係市町村で合併に向けた取組みがなされており、地域内の市町村から県に対して要請がなされた地域  
そのほか地域の実情に応じて、合併についての支援を強化することが適当であると考えられる地域

**2 指定のメリット**

合併重点支援地域に指定されると、次の支援を受けることができます。

合併前に市が行う建設事業に対する合併推進債の発行（充当率90%、交付税算入率50%）  
「市町村合併支援プラン」の対象となり、国庫補助事業の優先採択等の各種支援  
合併推進債を活用した県事業の推進